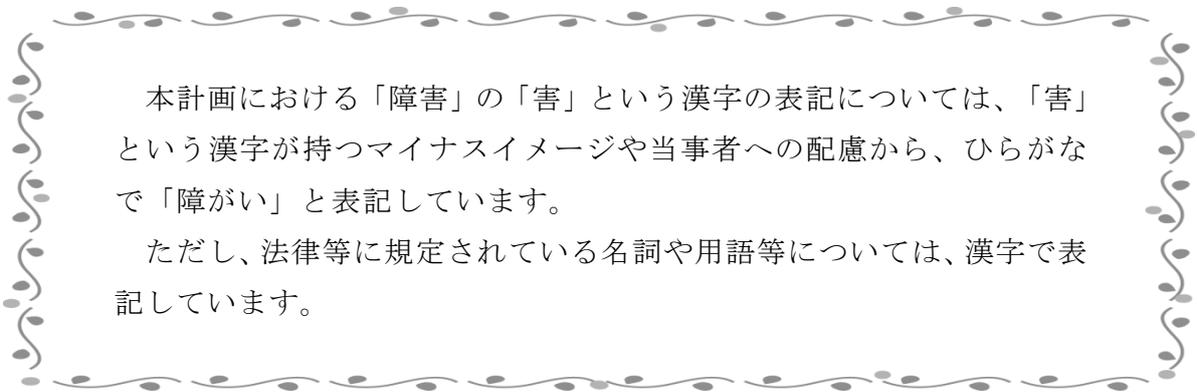


**第7期黒部市障がい福祉計画
第3期黒部市障がい児福祉計画
令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)**

令和6年3月

黒 部 市



本計画における「障害」の「害」という漢字の表記については、「害」という漢字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、ひらがなで「障がい」と表記しています。

ただし、法律等に規定されている名詞や用語等については、漢字で表記しています。

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 節	計画策定の趣旨	1
2 節	計画の背景	2
3 節	計画の位置づけ	3
4 節	計画の期間	4
5 節	計画の基本的理念	5
6 節	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	7
7 節	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	8
8 節	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	10
9 節	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系	12

第2章 障がい者等の現状

1 節	障がい者福祉の広域的展開	14
2 節	地域の障がい者福祉に関する支援体制	15
3 節	障がい者等の状況	16
4 節	障がい者等にかかる各種調査	25

第3章 目標値とサービス見込量

1 節	令和8年度の目標値の設定	26
2 節	障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援の見込量	37
3 節	地域生活支援事業の見込量	48

第4章 計画の推進

1 節	点検及び評価の基本的な考え方	53
-----	----------------	----

資料

◆	計画策定の主な経過	54
◆	新川地域自立支援協議会設置要綱	55
◆	新川地域自立支援協議会委員名簿	56
◆	用語解説	57

第1章 計画の策定にあたって

1節 計画策定の趣旨

国の障がい保健福祉施策においては、「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」（以下「共生社会」という。）の実現のため、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自立及び社会参加の支援等が推進されてきました。

平成18年（2006年）には、障害者自立支援法（平成25年（2013年）4月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）が施行され、市町村及び都道府県には、障がい福祉計画の作成が義務付けられ、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などのサービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。さらに、平成30年（2018年）4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、市町村及び都道府県は、障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。本市では、平成30年度（2018年度）を初年度とする、「黒部市第5期障がい福祉計画」と、「黒部市第1期障がい児福祉計画」を一体のものとして策定し、令和2年（2020年）3月には、「黒部市第6期障がい福祉計画」と、「黒部市第2期障がい児福祉計画」を策定し、令和5年度（2023年度）までの必要なサービス量の見込みと数値目標を定め、サービス基盤の安定化を図ってきました。

この度、従来計画が令和5年度（2023年度）に終了することから、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年を計画期間とする、「第7期黒部市障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、障害福祉サービス等の提供に関わる具体的な目標を定めました。策定にあたっては、国の「障害者基本計画」、富山県の「富山県障害者計画（第5次）」及び「第2次黒部市総合振興計画」等との整合性を図り、障がい者等の地域生活を支える総合的な支援体制を計画的に整備促進することとしています。

第1章 計画の策定にあたって

2節 計画の背景

平成23年（2011年）7月に改正された「障害者基本法」では、「障がい」によって受ける社会生活の制限は、心身機能の障がいによってのみ生じるのではなく、差別や偏見など社会にある様々な障壁との相互作用によって作り出されるという「社会モデル」の考え方が採用されるとともに、「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられ、障がい者の定義や障がい者施策の目的等が大幅に見直されました。

そして、改正「障害者基本法」で掲げる共生社会を実現するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「障害者総合支援法」、「国による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）等が新たに整備されてきました。さらに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等の改正、平成30年（2018年）には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が見直され、令和3年（2021年）6月には、障害者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務付けられました。令和4年（2022年）5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が制定され、令和5年（2023年）3月には、「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、11の施策分野ごとに基本的な考え方や具体的な取組が示され、共生社会の実現に向け、それぞれの施策分野で取組が推進されています。

3節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。策定にあたっては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国指針」という。）に即するとともに、本市の実情を踏まえて策定するものです。

また、本計画は「黒部市障がい者計画」における障害福祉サービス及び障害児通所支援分野の実施計画として位置づけられるものです。

なお、本計画は本市の最上位計画である「第2次黒部市総合振興計画」や、「第4次黒部市地域福祉計画」で定める基本方針の下、「黒部市高齢者福祉計画」、「黒部市子ども・子育て支援事業計画」等の関連する個別計画との整合性を図りながら策定するものです。

第2次黒部市総合振興計画

将来都市像：「大自然のシンフォニー 文化・交流のまち 黒部」

まちづくりの基本理念：「市民の参画と協働によるまちづくり」「みんなでつくろう黒部の未来」

「みんなのチャレンジを応援し、住む人が輝き、人が人を呼び込むまち」

基本方針4 健やかで笑顔あふれる、ぬくもりのあるまちづくり

施策区分4-4 障がい者福祉の充実

施策の展開方針：障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う
共生社会が実現したまち

黒部市地域福祉活動計画（黒部市社会福祉協議会）

第4次黒部市地域福祉計画

黒部市障がい者計画

「第7期黒部市障がい福祉計画」・「第3期黒部市障がい児福祉計画」

黒部市高齢者福祉計画

黒部市子ども・子育て支援事業計画

黒部市健康増進計画

その他関連計画

第1章 計画の策定にあたって

4節 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年を計画期間とします。

なお、計画期間において、国の制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	
第2次黒部市総合振興計画 前期基本計画 平成30年度～令和4年度		第2次黒部市総合振興計画 後期基本計画 令和5年度～令和9年度						
障害者基本計画 (第4次) [国] 平成30年度～令和4年度		障害者基本計画(第5次) [国] 令和5年度～令和9年度						
富山県障害者計画(第4次) 令和元年度～令和5年度			富山県障害者計画(第5次) 令和6年度～令和10年度					
第3次黒部市地域福祉計画 令和元年度～令和5年度			第4次黒部市地域福祉計画 令和6年度～令和10年度					
黒部市障がい者計画 令和3年度～令和7年度					次期黒部市障がい者計画 (予定)			
黒部市障がい福祉計画(第6期) 黒部市障がい児福祉計画(第2期) 令和3年度～令和5年度			黒部市障がい福祉計画(第7期) 黒部市障がい児福祉計画(第3期) 令和6年度～令和8年度			次期障がい福祉計画 次期障がい児福祉計画 (予定)		

第1章 計画の策定にあたって

5節 計画の基本的理念

国指針に基づき、これまでの計画と同様に、次の理念により策定します。

基本理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を推進します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等については、障害者総合支援法に基づく給付の対象になっている旨の周知に向けた取組を推進します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域資源を最大限に活用した、サービス提供体制の確保を推進します。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居体験等の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備と、必要な機能の強化を図ります。

精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるにあたり、地域精神保健・医療・福祉の一体的な取組に加え、差別や偏見のない共生社会の実現に向けた取組を推進します。精神障がい者等が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

第1章 計画の策定にあたって

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に向けた取組等を計画的に推進し、包括的な支援体制の構築を目指します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要であり、障がい児及びその家族に対して、発達が気になる早期の段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児の発達段階に応じて、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、人工呼吸器の装着など、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするため、関係機関が共通の理解に基づき、役割を分担しながら協働する包括的な支援体制の構築を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

多様化する福祉ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供し続けるためには、障害福祉サービス事業所の人材を確保し、定着を図ることが必要不可欠です。そのため、県と連携しながら、専門性を高める研修の受講を促進し、多職種間の連携の推進、様々な機会や媒体を活用して、障がい福祉の現場で働くことの魅力の積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化を推進します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者等が文化芸術を享受鑑賞し、創作や発表等の多様な活動に参加する機会の確保に努め、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、図書館と連携し、視覚や聴覚障がい者等に対応した読書や芸術鑑賞ができる環境の整備を推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図り、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進します。

6節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、これまでの計画と同様に、次の点に配慮してサービスの種類ごとに必要な量を見込んだ数値目標を設定し、計画的な整備を進めます。

(1) 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要なサービスの保障を図ります。

(2) 日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）の充実を図り、必要なサービスの保障を図ります。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームを充実させ、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進め、希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。

さらに、地域における居住支援のための機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等としての機能を地域にある複数の機関で分担して担う体制を整備するとともに、コーディネーターを配置して、必要な機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援及び就労定着支援等の事業を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行とその定着を進めます。

(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや、高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、県と連携しながら人材育成を推進し、支援体制の強化を図ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する正しい理解と偏見の解消を図るため、相談支援機関の職員に対する研修の受講を促進するとともに、相談機関及び医療機関への周知を図ります。また、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援等を行うことにより、依存症対策の推進を図ります。

7節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者等が、自立した日常生活や社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築に努めます。

(1) 相談支援体制の充実・強化

障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用が不可欠です。また、障がい者等やその家族が抱える複合的な課題に対して、適切な関係機関と連携し、必要な支援につなげる質の高い相談支援機能が求められます。そこで、身近な地域で専門的な相談支援が受けられるよう、相談支援に従事する職員の人材確保と育成を図り、適切な相談支援が実施できる体制の充実を図ります。

また、現行制度における相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等の重層的な仕組みが構築されていますが、その機能や効果を検証・評価し、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実を図ります。

また、精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援体制の構築に努めます。

(2) 地域生活への移行や、地域定着のための支援体制の確保

サービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、障害者支援施設等に入所している障がい者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

また、障害者支援施設等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や適切な関わり方を身につけ、子どもの健やかな成長を育むことができるよう、支援プログラム等の実施者を計画的に養成し、支援体制の構築を図ります。

また、乳幼児に対する健康診査や保育等の場を通じて、障がいの早期発見に努めるとともに、専門的な診断を行うことができる医療機関等の確保を図り、適切な発達支援を推進します。

第1章 計画の策定にあたって

(4) 自立支援協議会の活性化

新川地域自立支援協議会は、地域の関係機関によるネットワークを構築し、新川圏域の障がい者福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たしており、障害福祉サービスの提供のあり方に関する提言や、地域課題の解決にむけた施策の提案、専門的助言、個別事例の検討等を通じて抽出される課題等を踏まえて、地域福祉の向上に努めています。今後も関係機関と連携し、障がい者等が安心して地域で自立した生活を営めるよう、支援体制の強化を図ります。

8節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児に対する支援については、こども基本法第3条第2項において、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びに自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保証される旨」が規定されていることに加え、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組の推進とあわせて、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携の下、障がい児とその家族が、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を身近な場所で受けられる体制の構築を図ります。

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児とその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や発達段階に応じて異なる多様な支援ニーズを身近な場所で受けられる体制を確保するため、こども支援課、健康増進課、教育委員会及び関係機関との連携を推進します。

また、児童発達支援センターを地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図るとともに、その地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障がいの有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、互いに学びあう経験を持てるように、年少期からのインクルージョンを推進します。

児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

① 重症心身障がい児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら支援体制の充実を図ります。

第1章 計画の策定にあたって

② 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が、身近な地域で、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を活用し、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に努めます。

さらに、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、相談支援専門員等（以下「医療的ケア児等に関するコーディネーター」という。）を確保し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

③ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

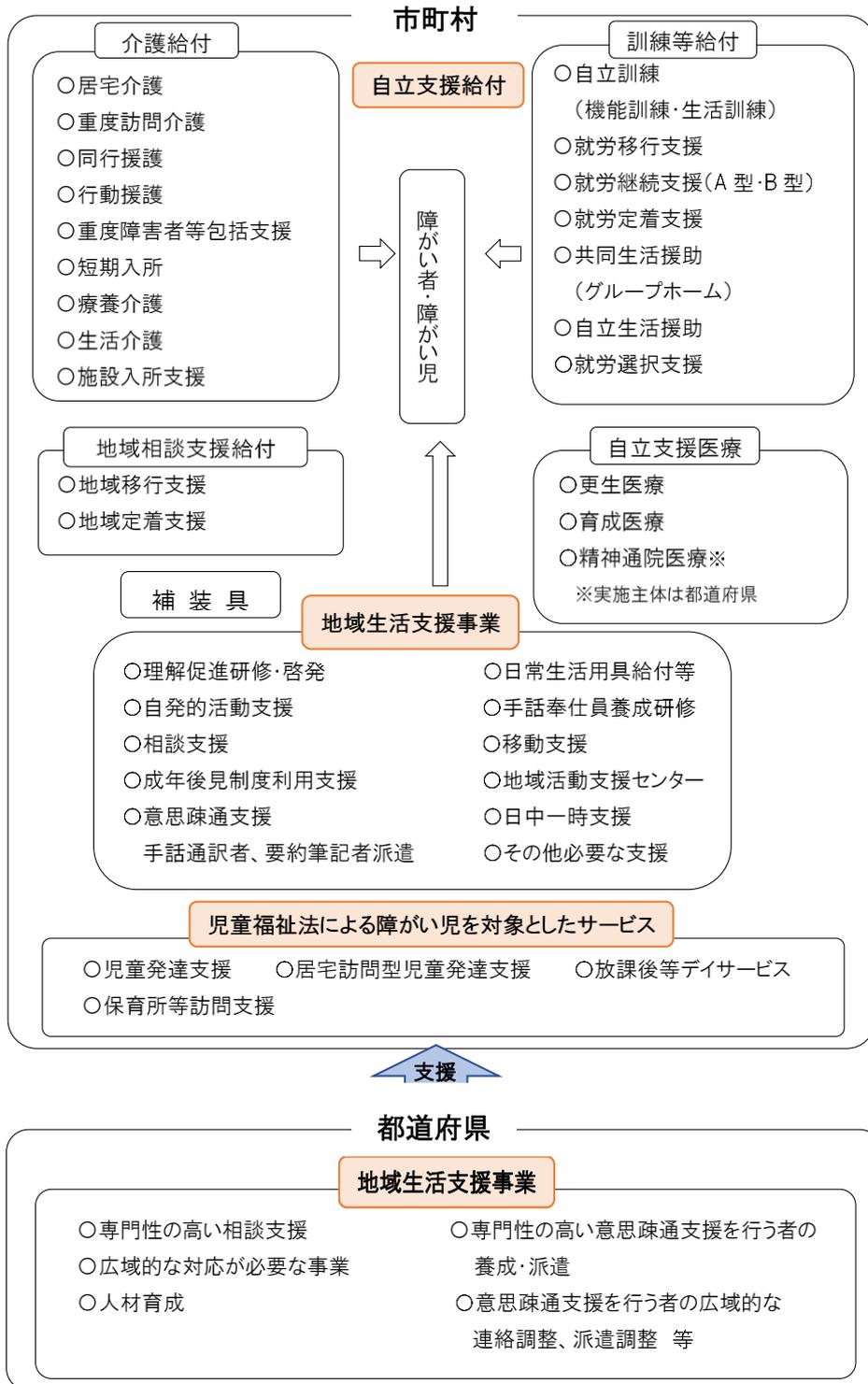
強度行動障がいや、高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援事業所等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、県と連携しながら人材育成を推進し、支援体制の強化を図ります。

(4) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、発達が気になる早期の段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ重要な役割を担っていることから、障がい者に対する相談支援と同様に、その質の確保や向上を図り、支援の提供体制の強化を推進します。

9節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系

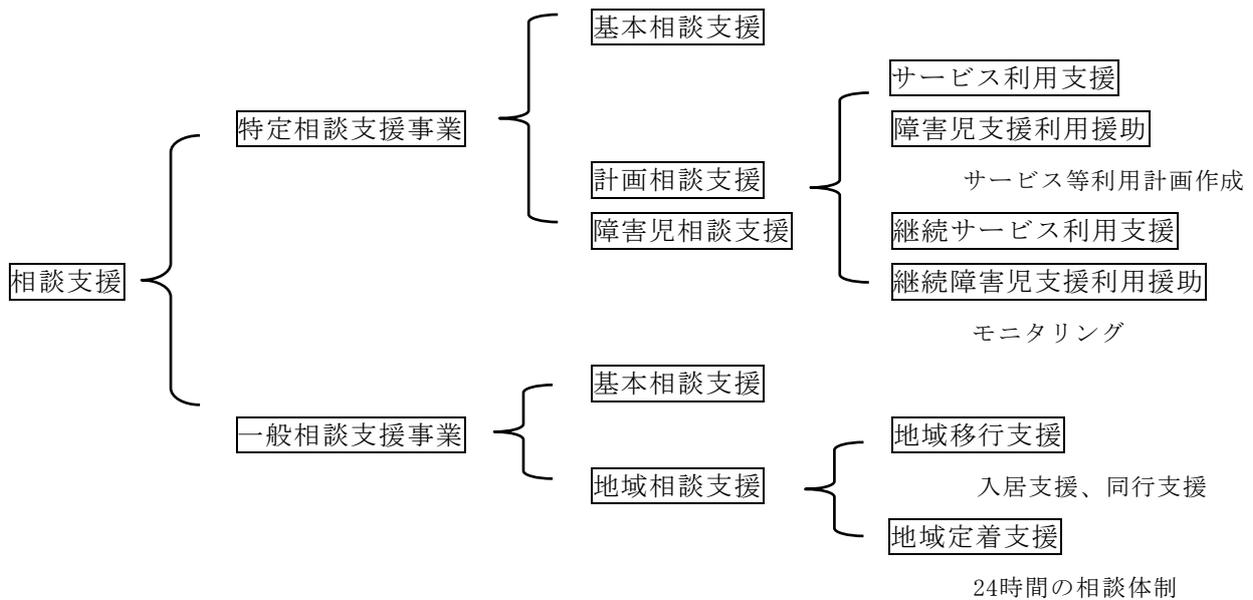
障害福祉サービスの体系は、障害者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法による障がい児を対象としたサービスで構成されており、組み合わせて利用します。



第1章 計画の策定にあたって

相談支援体系

前記の障害福祉サービスに加えて、障害者総合支援法によるサービスには、「基本相談支援」や、個別給付としての「計画相談支援」「地域相談支援」という、相談支援に関するサービスがあります。また、障がい児には、児童福祉法による、「障害児相談支援」というサービスがあります。

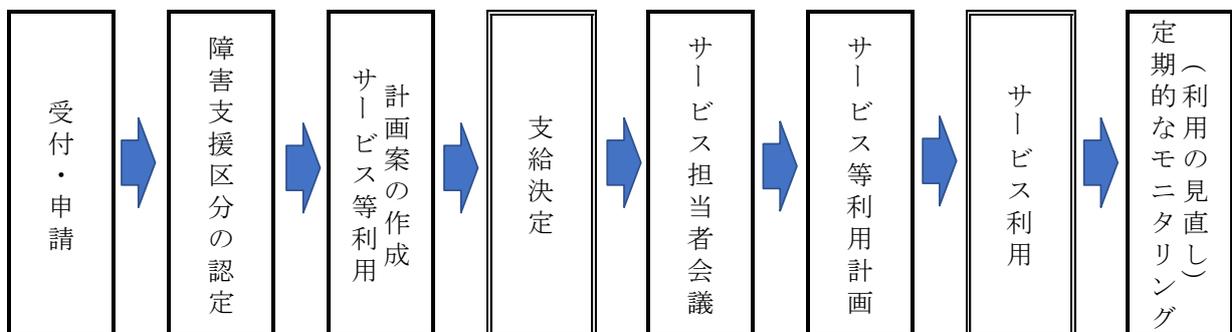


サービス支給決定の流れ

支給決定時には、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案を勘案して、支給決定を行います。

また、支給決定後のサービス等利用計画の作成及びサービス開始後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給します。

障がい児についても、児童福祉法に基づき、指定障害児相談支援事業者が通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画を作成します。



第2章 障がい者等の現状

1節 障がい者福祉の広域的展開

富山県では、障がい者等の生活に密接な関わりを持つ保健・医療・福祉サービスの連携や広域的サービス体制の整備を推進するため、4つの障害保健福祉圏域を設定しています。また、平成20年（2008年）6月11日に富山県自立支援協議会が設立され、地域自立支援協議会を支援する体制が整備されました。本市は新川障害保健福祉圏域に属し、新川地域自立支援協議会の構成市として富山県の支援を受けながら広域的な福祉サービスの提供を強化しています。

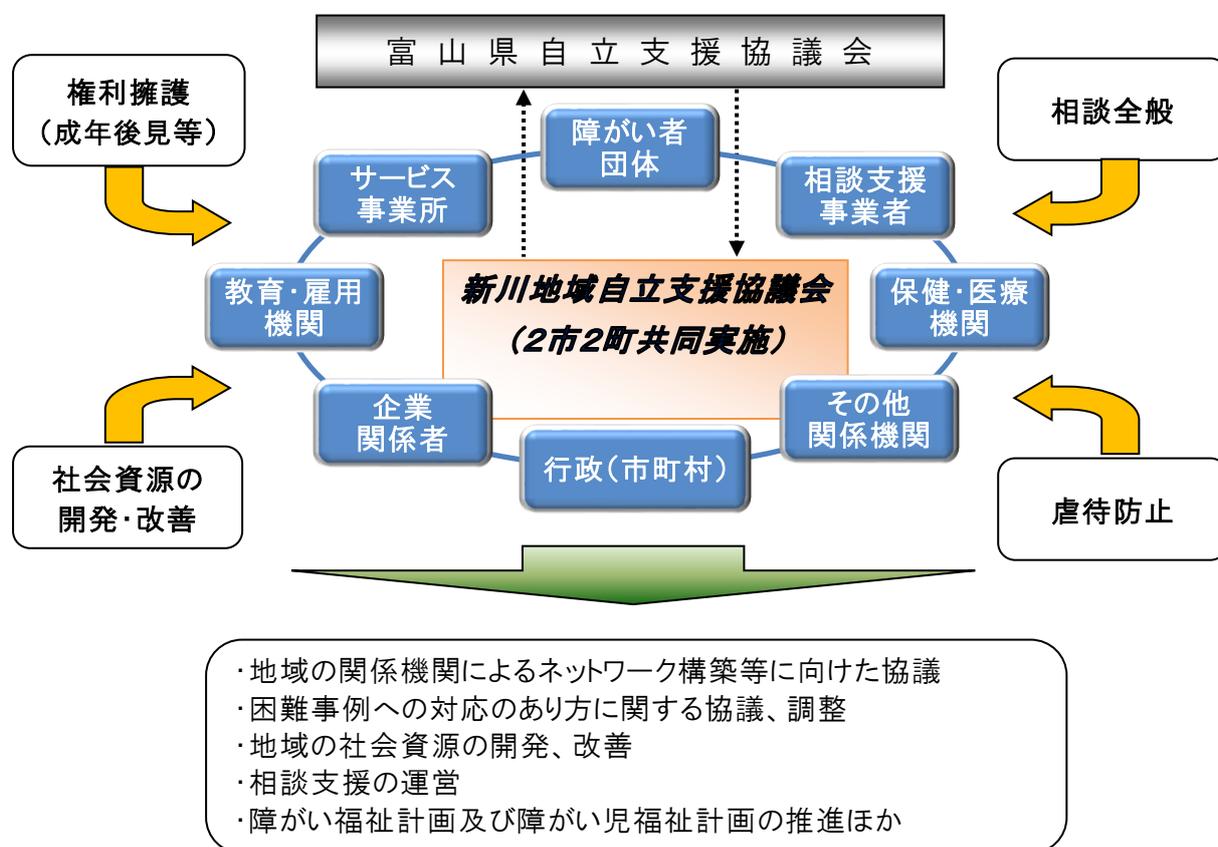
圏域名	市町村名
富山障害保健福祉圏域 (富山市障害者自立支援協議会) (滑川・中新川障害者地域自立支援協議会)	富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡障害保健福祉圏域 (高岡市地域共生社会推進協議会) (氷見市地域自立支援協議会) (射水市障がい者総合支援協議会)	高岡市、氷見市、射水市
新川障害保健福祉圏域 (新川地域自立支援協議会)	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
砺波障害保健福祉圏域 (砺波地域障害者自立支援協議会)	砺波市、小矢部市、南砺市

2節 地域の障がい者福祉に関する支援体制

新川地域自立支援協議会は、新川圏域の障害福祉サービス事業者、雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者で構成されており、平成19年（2007年）5月19日に設立され、新川圏域全体の障がい者施策を推進する上で、中核的な役割を果たす協議の場となっています。

新川地域自立支援協議会には、就労部会、児童部会、精神部会、地域生活部会及び相談支援部会の5つの専門部会があります。

地域の障がい者福祉に関する支援体制



第2章 障がい者等の現状

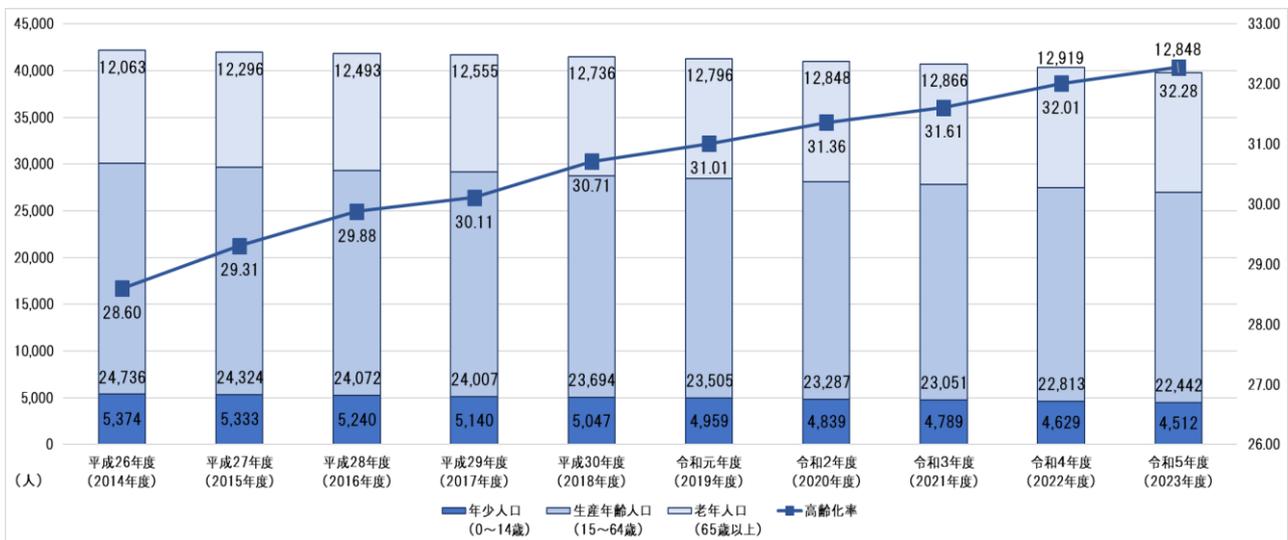
3節 障がい者等の状況

(1) 黒部市の人口の推移

本市における直近10年間の総人口は、緩やかに減少している一方、65歳以上の老年人口は増加し続け、令和4年度（2022年度）には12,919人とピークに達しています。そして、黒部市人口ビジョン（令和2年（2020年）3月策定）における本市の目指す将来人口では、老年人口は令和2年（2020年）をピークに減少に転じ、令和12年（2030年）までは、老年人口、生産年齢人口、年少人口ともに減少が続くと推計しています。そのため、本計画期間中においても、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子高齢化が進行していくことが見込まれています。

《黒部市の年齢3区分別人口の推移》

（各年度4月1日現在）

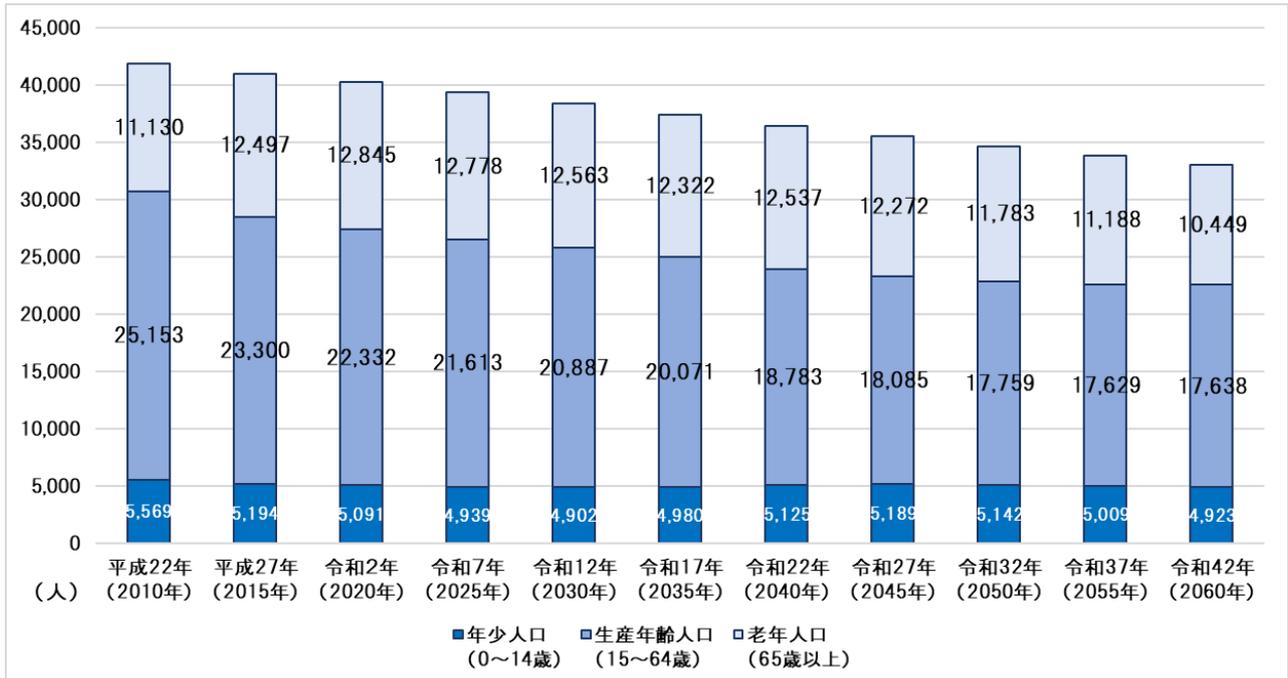


資料：各年度4月1日現在の黒部市住民基本台帳

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年少人口 (0~14歳)	5,374	5,333	5,240	5,140	5,047	4,959	4,839	4,789	4,629	4,512
生産年齢人口 (15~64歳)	24,736	24,324	24,072	24,007	23,694	23,505	23,287	23,051	22,813	22,442
老年人口 (65歳以上)	12,063	12,296	12,493	12,555	12,736	12,796	12,848	12,866	12,919	12,848
総人口	42,173	41,953	41,805	41,702	41,477	41,260	40,974	40,706	40,361	39,802
高齢化率	28.60%	29.31%	29.88%	30.11%	30.71%	31.01%	31.36%	31.61%	32.01%	32.28%

第2章 障がい者等の現状

《黒部市人口ビジョン 年齢3区分別人口の推計》



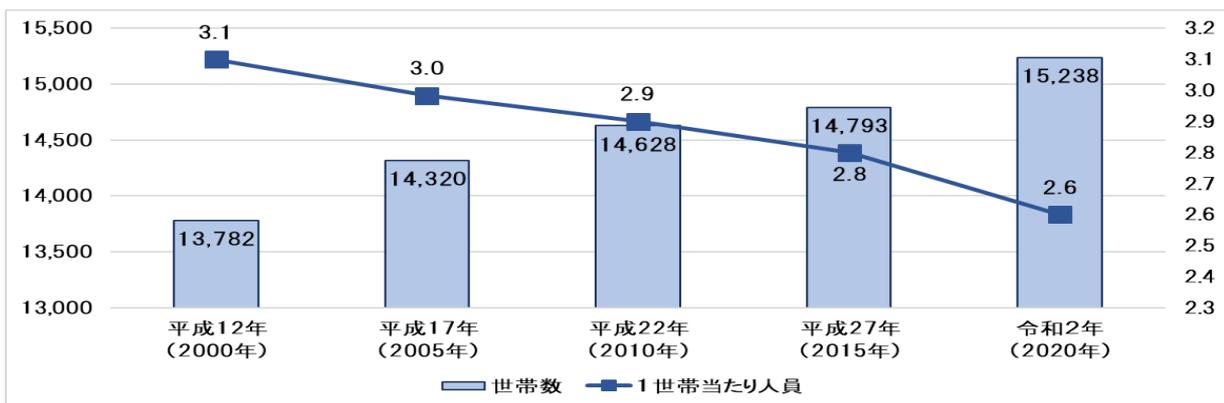
資料：黒部市人口ビジョン（令和2年3月策定）

(2) 黒部市の世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数の推移については、年々増加しており、令和2年（2020年）で15,238世帯となっています。一方で1世帯あたり人員数は年々減少しており、世帯の縮小化が進んでいます。

《黒部市の世帯数と1世帯あたり人員数の推移》

（各年10月1日現在）



区分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
世帯数	13,782	14,320	14,628	14,793	15,238
1世帯あたり人員	3.1	3.0	2.9	2.8	2.6

資料：国勢調査

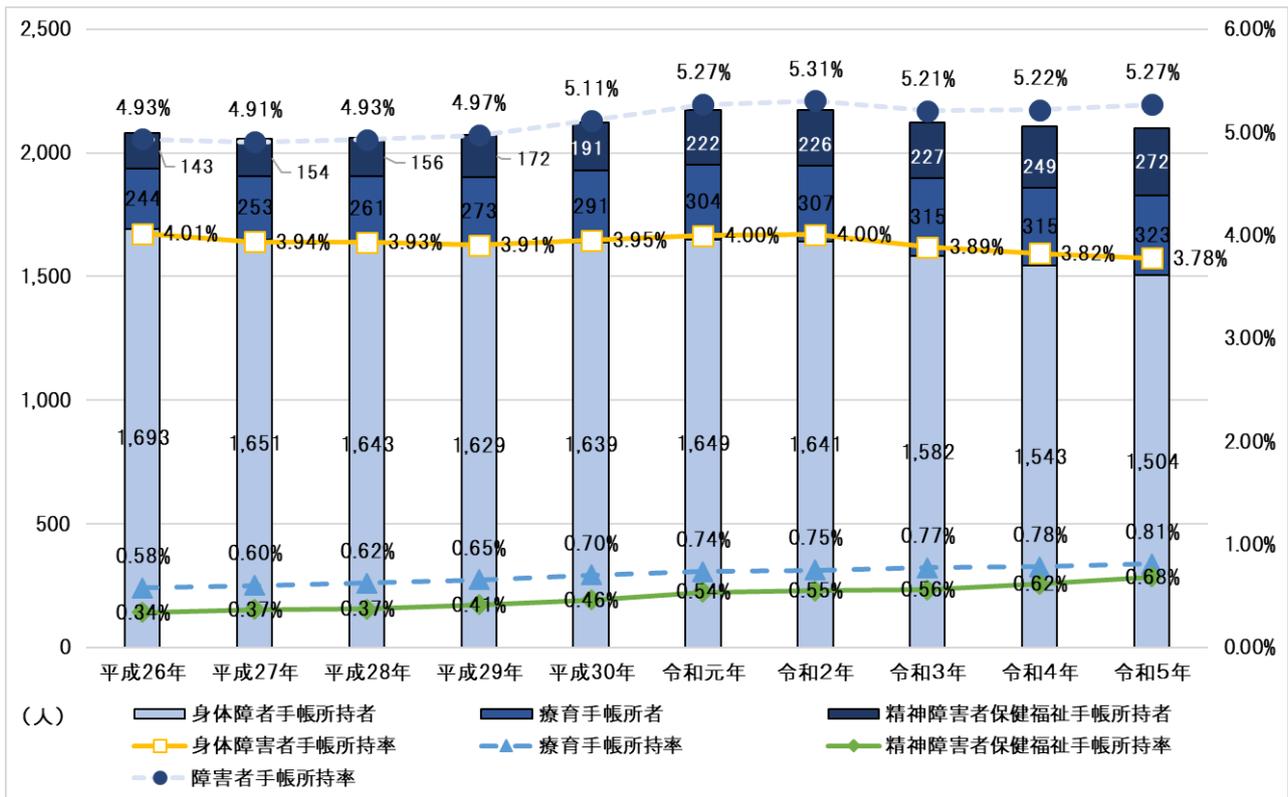
第2章 障がい者等の現状

(3) 障がい者等の全体的な実態

各障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者は、令和5年（2023年）4月1日現在で2,099人となっており、令和元年度（2019年度）以降、減少していますが、総人口に占める障害者手帳所持率は横ばいで推移しております。身体障害者手帳所持者数、総人口に占める手帳所持率は減少傾向にあるものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳所持者数、総人口に占める手帳所持率は、増加の一途を辿っています。

《黒部市の総人口に占める各障害者手帳所持率の推移》

（各年度4月1日現在）



区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障害者手帳所持者数	1,693	1,651	1,643	1,629	1,639	1,649	1,641	1,582	1,543	1,504
総人口に占める身体障害者手帳所持率	4.01%	3.94%	3.93%	3.91%	3.95%	4.00%	4.00%	3.89%	3.82%	3.78%
療育手帳所持者数	244	253	261	273	291	304	307	315	315	323
総人口に占める療育手帳所持率	0.58%	0.60%	0.62%	0.65%	0.70%	0.74%	0.75%	0.77%	0.78%	0.81%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	143	154	156	172	191	222	226	227	249	272
総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持率	0.34%	0.37%	0.37%	0.41%	0.46%	0.54%	0.55%	0.56%	0.62%	0.68%
各障害者手帳所持者合計	2,080	2,058	2,060	2,074	2,121	2,175	2,174	2,124	2,107	2,099
総人口に占める各障害者手帳所持率	4.93%	4.91%	4.93%	4.97%	5.11%	5.27%	5.31%	5.21%	5.22%	5.27%

第2章 障がい者等の現状

《年齢層別各障害者手帳所持者数》

(令和5年4月1日現在)

障がい種別	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	合計
身体障害者手帳 (年齢階層別手帳所持率)	19人 (0.34%)	335人 (1.57%)	1,150人 (8.95%)	1,504人 (3.78%)
療育手帳 (年齢階層別手帳所持率)	52人 (0.93%)	241人 (1.13%)	30人 (0.23%)	323人 (0.81%)
精神障害者保健福祉手帳 (年齢階層別手帳所持率)	7人 (0.13%)	217人 (1.01%)	48人 (0.37%)	272人 (0.68%)
合計 (年齢階層別手帳所持率)	78人 (1.40%)	793人 (3.71%)	1,228人 (9.55%)	2,099人 (5.27%)
年齢階層別人口	5,568人	21,386人	12,848人	39,802人

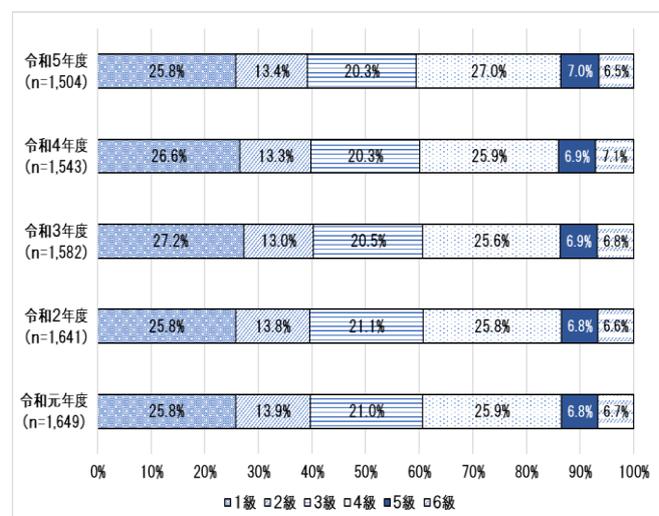
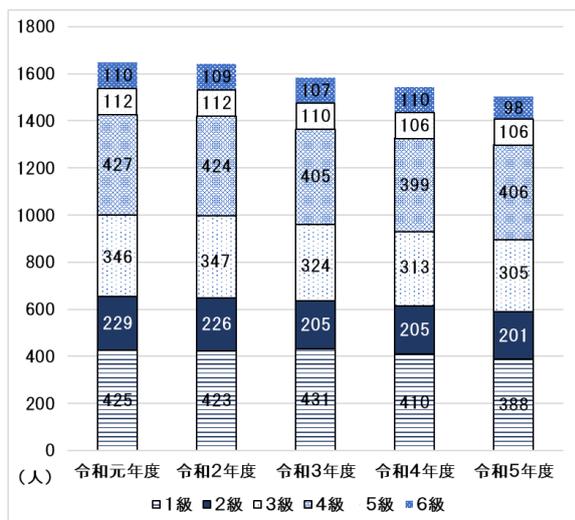
18歳未満の手帳所持者数は78人で、18歳未満人口の1.40%にあたります。年齢が上がるにつれ手帳所持率が上がり、65歳以上は、約10人に1人が手帳を所持していることが分かります。

(4) 身体障がい者等の現状

身体障害者手帳所持者は、令和5年(2023年)4月1日現在で1,504人となっており、令和元年(2019年)の1,649人から減少しています。等級別割合に大きな変化は見られませんが、1級と4級の割合が高くなっています。障がい種類別に見ると、全ての年齢区分において、肢体不自由が多くなっています。

《身体障害者手帳所持者数・等級別の推移》

(各年度4月1日現在)



第2章 障がい者等の現状

等級別	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	425人(25.8%)	423人(25.8%)	431人(27.2%)	410人(26.6%)	388人(25.8%)
2級	229人(13.9%)	226人(13.8%)	205人(13.0%)	205人(13.3%)	201人(13.4%)
3級	346人(21.0%)	347人(21.1%)	324人(20.5%)	313人(20.3%)	305人(20.3%)
4級	427人(25.9%)	424人(25.8%)	405人(25.6%)	399人(25.9%)	406人(27.0%)
5級	112人(6.8%)	112人(6.8%)	110人(6.9%)	106人(6.9%)	106人(7.0%)
6級	110人(6.7%)	109人(6.6%)	107人(6.8%)	110人(7.1%)	98人(6.5%)
合計	1,649人	1,641人	1,582人	1,543人	1,504人

《年齢階層別、障がい種別、程度別の身体障害者手帳所持者の状況》

(令和5年4月1日現在 単位:人)

区分	障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	視覚	0	0	0	0	0	0	0
	聴覚	1	0	0	0	0	0	1
	音声言語	0	0	0	1	0	0	1
	肢体	5	4	0	0	0	0	9
	内部	2	0	6	0	0	0	8
	小計	8	4	6	1	0	0	19
6158歳未満以上	視覚	6	7	4	0	3	1	21
	聴覚	7	14	1	4	0	4	30
	音声言語	0	0	1	4	0	0	5
	肢体	53	33	32	29	24	11	182
	内部	50	5	20	22	0	0	97
	小計	116	59	58	59	27	16	335
65歳以上	視覚	17	14	2	7	14	2	56
	聴覚	7	18	16	88	2	53	184
	音声言語	0	0	5	3	0	0	8
	肢体	62	104	120	166	63	27	542
	内部	178	2	98	82	0	0	360
	小計	264	138	241	346	79	82	1,150
総計	視覚	23	21	6	7	17	3	77
	聴覚	15	32	17	92	2	57	215
	音声言語	0	0	6	8	0	0	14
	肢体	120	141	152	195	87	38	733
	内部	230	7	124	104	0	0	465
	合計	388	201	305	406	106	98	1,504

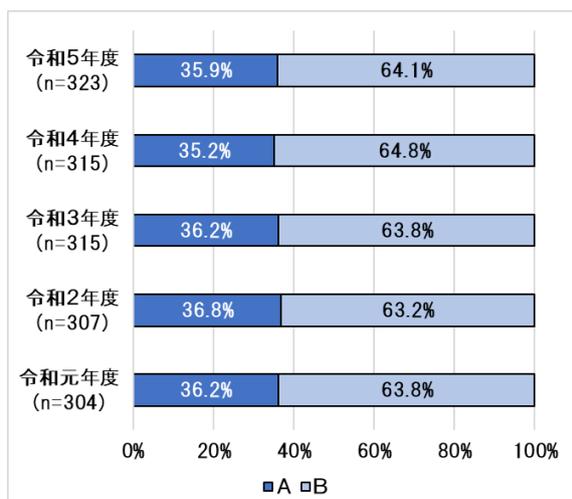
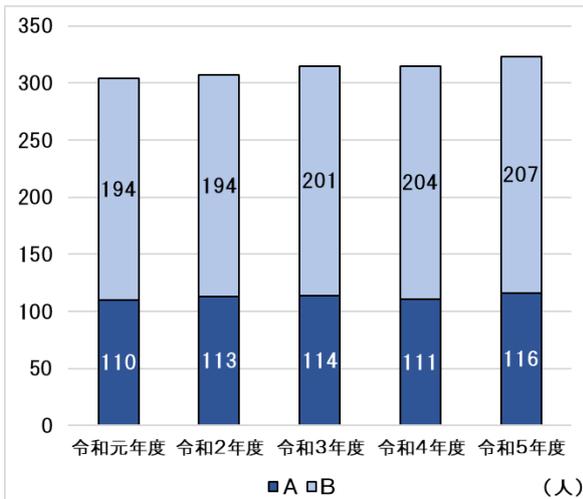
第2章 障がい者等の現状

(5) 知的障がい者等の現状

療育手帳所持者は、令和5年（2023年）4月1日現在で323人となっており、平成18年（2006年）3月の市町合併以降増加し続けています。等級別割合では、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、大きな変化はなく横ばいで推移しています。また、知的障がい者等には身体障がいを重複して持つ人が多数おり、令和5年（2023年）4月1日現在で57人となっています。

《療育手帳所持者数の推移、等級別の推移》

（各年度4月1日現在）



等級別	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
A(重度)	110人(36.2%)	113人(36.8%)	114人(36.2%)	111人(35.2%)	116人(35.9%)
B(中軽度)	194人(63.8%)	194人(63.2%)	201人(63.8%)	204人(64.8%)	207人(64.1%)
合計	304人	307人	315人	315人	323人

《療育手帳所持者のうち、身体障がいとの重複障がいのある人の状況》

（令和5年4月1日現在 単位：人）

区分		身体障がいの程度(身体障害者手帳の等級)						計	
		重度		中度		軽度			
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
療 育 手 帳	A	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2
		18歳から64歳	24	7	2	4	0	1	38
		65歳以上	0	2	0	1	0	0	3
		小計	26	9	2	5	0	1	43
B	18歳未満	0	1	0	0	0	0	1	
	18歳から64歳	3	3	1	2	1	1	11	
	65歳以上	0	0	0	2	0	0	2	
	小計	3	4	1	4	1	1	14	
合計		29	13	3	9	1	2	57	

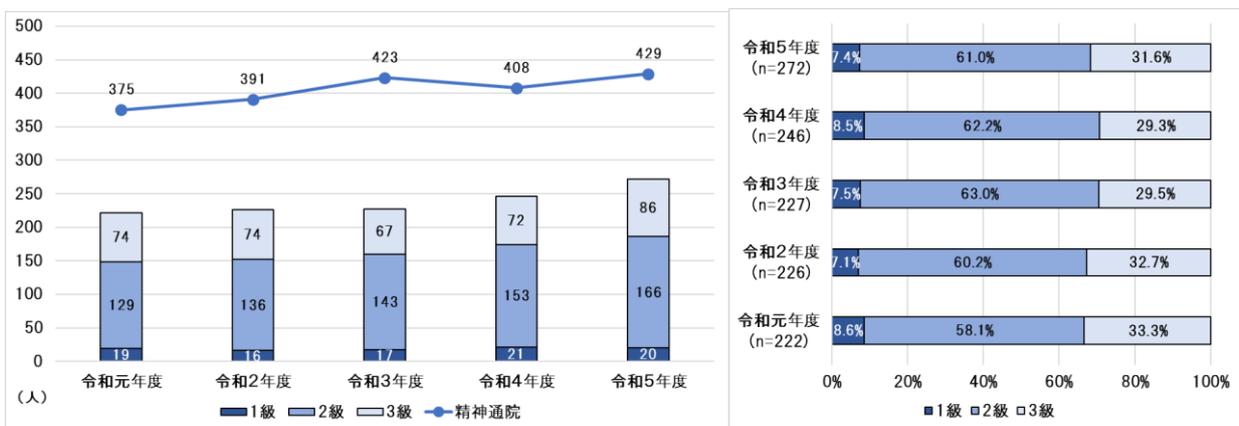
第2章 障がい者等の現状

(6) 精神障がい者等の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年（2023年）4月1日現在で272人となっており、平成18年（2006年）3月の市町合併以降増加し続けています。等級別では2級が最も多く、手帳所持者の半数以上を占めています。また、2級の増加率が最も高く、令和元年度（2019年度）と比較して、1.29倍になっています。精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に受ける必要がある人の医療費負担を軽減する自立支援医療（精神通院）利用者も年々増加傾向にあります。

《精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者数の推移》

（各年度4月1日現在）



等級別	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	19人(8.6%)	16人(7.1%)	17人(7.5%)	21人(8.5%)	20人(7.4%)
2級	129人(58.1%)	136人(60.2%)	143人(63.0%)	153人(62.2%)	166人(61.0%)
3級	74人(33.3%)	74人(32.7%)	67人(29.5%)	72人(29.3%)	86人(31.6%)
手帳合計	222人	226人	227人	246人	272人
精神通院	375人	391人	423人	408人	429人

第2章 障がい者等の現状

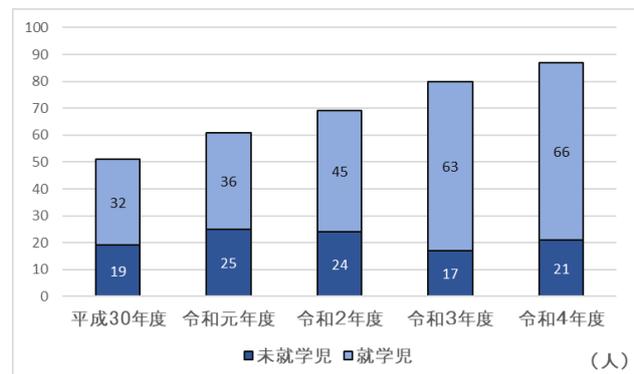
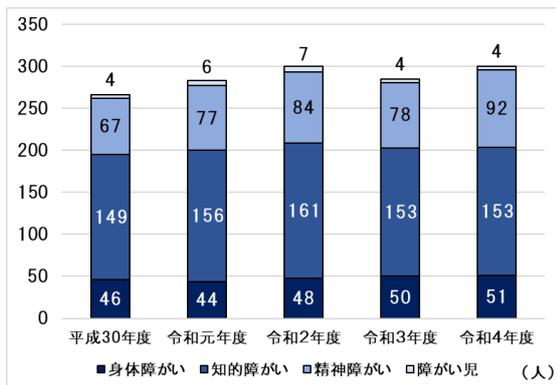
(7) 障害福祉サービス等受給者証交付者の現状

障害福祉サービス受給者証交付者数は、令和4年度（2022年度）で300人となっており、年々増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）と比較すると、1.13倍になっています。

障害児通所支援受給者証交付者数に関しても、年々増加が見られ、令和4年度（2022年度）では87人となっており、平成30年度（2018年度）と比較すると1.71倍になっています。特に就学児において、受給者証交付者が増加しています。

《障害福祉サービス受給者証交付者数の推移》

（各年度3月末日現在）



障がい種別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障がい	46人(17.3%)	44人(15.6%)	48人(16%)	50人(17.5%)	51人(17%)
知的障がい	149人(56.0%)	156人(55.1%)	161人(53.7%)	153人(53.7%)	153人(51%)
精神障がい	67人(25.2%)	77人(27.2%)	84人(28%)	78人(27.4%)	92人(30.7%)
障がい児	4人(1.5%)	6人(2.1%)	7人(2.3%)	4人(1.4%)	4人(1.3%)
合計	266人	283人	300人	285人	300人

《障害児通所支援受給者証交付者数の推移》

（各年度3月末日現在）

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
就学児	32人(62.7%)	36人(59.0%)	45人(65.2%)	63人(78.8%)	66人(75.9%)
未就学児	19人(37.3%)	25人(41.0%)	24人(34.8%)	17人(21.2%)	21人(24.1%)
合計	51人	61人	69人	80人	87人

第2章 障がい者等の現状

(8) 障害支援区分認定者の現状

障害支援区分は、障がいの多様な特性、その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分です。区分は、区分1から区分6までの6段階あり、18歳以上の障がい者を対象としています。障害福祉サービスのうち、下記のサービスは、該当する障害支援区分の認定を受けなければ利用はできません。障害支援区分認定者数は、ここ5年間では、横ばいで推移しています。

障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上〔通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上、かつ、他に該当条件あり〕	短期入所	区分1以上
重度訪問介護	区分4以上 （他に該当条件あり）	生活介護	区分3以上 （50歳以上は区分2以上）
同行援護	身体介護を伴う場合は区分2以上（他に調査項目・該当条件あり）	療養介護	区分5以上 （他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上 （他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上 （50歳以上は区分3以上）
重度障害者等 包括支援	区分6以上 （他に該当条件あり）		

《障害支援区分認定者数の推移》

（各年度3月末日現在）

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
区分1	8人(4.5%)	11人(5.5%)	9人(4.3%)	12人(6.2%)	11人(5.8%)
区分2	41人(23.0%)	50人(24.9%)	52人(26.0%)	43人(22.4%)	43人(22.5%)
区分3	18人(10.1%)	23人(11.4%)	20人(9.8%)	18人(9.4%)	17人(8.9%)
区分4	23人(12.8%)	22人(10.9%)	26人(12.8%)	26人(13.5%)	31人(16.2%)
区分5	40人(22.3%)	43人(21.4%)	43人(21.1%)	36人(18.8%)	29人(15.2%)
区分6	49人(27.3%)	52人(25.9%)	53人(26.0%)	57人(29.7%)	60人(31.4%)
合計	179人	201人	203人	192人	191人

第2章 障がい者等の現状

4節 障がい者等にかかる各種調査

(1)障がい児の保護者に対するアンケート調査（黒部市）

本市では、令和5年（2023年）7月に、障がい児の保護者に対して、生活状況や支援ニーズに関するアンケート調査を郵送により実施しました。（郵送、またはインターネットによる回答）（配布数104、回収数56、回収率53.8%）

困ったときの相談先としては、家族や親族、保育所・幼稚園や学校などの身近な相談先や、病院、障害福祉サービス事業所など、専門的な相談先が挙げられました。相談機関に対する満足度は、概ね満足しているという結果でしたが、相談先の周知や障がい児を抱える保護者との情報交換の場の提供等を求める意見がありました。幼児期・学齢期に求める支援については、「障がいや発達課題などに対する教師や他の児童・生徒の理解と配慮」、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」を求める声が多く挙げられました。そして、約半数の方が、これから通う保育所・幼稚園や学校に対して何らかの不安を持っているとの回答が得られました。福祉サービスについては、8割の方が「利用している（したことがある）」と答え、概ね満足しているという結果でした。特に、児童発達支援、保育所等訪問、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援に関しては、「利用を増やしたい」との回答が多く、施設入所を希望されている方も数名いました。また、市内に障害福祉サービス事業所が少ないことから、利用回数が限られていることや、希望日に利用できないという意見がありました。

(2)障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査（新川地域自立支援協議会相談支援部会）

新川地域自立支援協議会相談支援部会では、令和5年（2023年）7月に、新川圏域の障害福祉サービス事業所に対して、新川圏域における障害福祉サービス等の提供における現状・課題等に関するアンケート調査を電子メールにより実施しました。（郵送、または電子メールによる回答）（配布数44法人92事業所、回答数31法人65事業所、回収率71%）

事業所の定員の増員や新規事業の参入については、生活介護（2/17事業所）、就労継続支援B型（1/12事業所）、特定相談支援事業所・一般相談支援事業所（1/9事業所）については、3年以内に増員等の予定があるという回答が得られました。サービス利用希望者を受け入れできなかったことがあると答えた事業所は69.7%でした。不足しているサービスとしては、「居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援A型、共同生活援助、移動支援」が挙げられました。その具体的な理由として、「職員の確保が困難」という意見が多くありました。経営上の課題については、全体的に職員の高齢化、人材不足と回答する意見が多く挙がりました。また、情報収集の手段が新聞や広告のみであり、特に高齢世帯の方は、サービス利用の希望があっても、どこに相談すればよいか分からないため、相談先についての情報提供を希望するという意見もありました。施設入所者のうち、地域移行できる見込みのある人はいない反面、入所待ちの人は数十名いるという結果でした。

第3章 目標値とサービス見込量

1節 令和8年度の目標値の設定

国指針では、障がい者等の自立を促す観点から、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について、令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項に成果目標を設定することとされています。目標値の設定にあたっては、現在の実績やニーズを踏まえて、新たなサービス対象者等を勘案のうえ設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国指針（数値目標の考え方）

令和8年度末における地域生活に移行する者の数値目標の設定については、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。また、令和8年度末における施設入所者の削減の数値目標の設定については、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市では、施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は、入院・死亡を理由とする割合が高まっています。令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値は、障がい児の保護者に対するアンケート、障害福祉サービス事業所に対するアンケート結果及び地域の実情に鑑みて、本市においては1人と設定します。

また、令和8年度末における施設入所者の削減の数値目標の設定については、障害福祉サービス事業所に対するアンケート結果から、入所待機者数も勘案し、本市においては1人と設定します。

項目	数値目標		備考
令和4年度末福祉施設入所者数(A)	基準値	63人	令和4年度末時点での福祉施設入所者数
令和8年度末福祉施設入所者数(B)	目標値	62人	令和8年度末時点での福祉施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	1人 移行率(1.6%)	令和8年度末までに、福祉施設からグループホーム等へ移行する者の数
削減見込数(A)-(B)	目標値	1人 削除率(1.6%)	令和8年末時点の削除見込数

第3章 目標値とサービス見込量

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■本市における現状と目標設定の考え方

精神障がい者等が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。新川圏域では、保健、医療、福祉関係者による協議の場を、新川地域自立支援協議会精神部会に設置し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、下記に掲げる事項を活動指標として設定します。

保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項目	数値目標	備考
	令和6年度～令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	各年度2回以上	新川地域自立支援協議会精神部会の開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	各年度60人以上	新川地域自立支援協議会精神部会の参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	各年度1回以上	新川地域自立支援協議会精神部会にて実施

令和8年度における、1年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の整備量(サービス利用者数)を、県との調整により設定します。これを勘案して、各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定します。なお、県では、本市の令和8年度末における地域生活への移行者数は、19人と設定しており、本市においても、令和8年度末における地域生活への移行者数を、19人と設定します。

令和8年度末時点での数値目標

項目	数値目標	備考
地域移行に伴う 基盤整備量	19人	令和8年度末時点の地域移行に伴う基盤整備量 (総数)
	9人	うち65歳未満
	10人	うち65歳以上

第3章 目標値とサービス見込量

3 地域生活支援の充実

■国指針（数値目標の考え方）

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を備えた体制（地域生活支援拠点等）について、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等を配置する等により、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することとしています。

また、令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市においては、令和5年度に、新川圏域にて、地域生活支援拠点等を面的に整備しました。その機能の充実のため、1人以上のコーディネーターを配置することとし、県との連携のもと、新川地域自立支援協議会にて、年一回以上の運用状況の検証と検討を行っていきます。

また、新川地域自立支援協議会相談支援部会において、強度行動障がいをもつ者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしていきます。

項目	数値目標	備考
	令和6年度～令和8年度	
地域生活支援拠点等の整備	1か所	新川圏域にて整備
コーディネーターの配置人数	1人以上	新川圏域にて配置
地域生活支援拠点等の機能充実のため、運用状況の検証・検討	各年度1回以上	新川地域自立支援協議会にて検証・検討
強度行動障がいをもつ者の状況や支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の推進	1か所	新川地域自立支援協議会にて整備

第3章 目標値とサービス見込量

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

■国指針（数値目標の考え方）

福祉施設の利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値目標の設定については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。また、就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とし、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上を目指すこととします。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市における、福祉施設からの一般就労者数は、令和3年度は4人（就労移行支援事業3人、就労継続支援A型事業1人、就労継続支援B型事業0人）となっています。そこで、国指針のとおり、令和8年度に一般就労する人の目標値を7人と設定し、就労移行支援事業は4人、就労継続支援A型事業は2人、就労継続支援B型事業は1人の一般就労への移行を目指します。

年度	項目	数値目標		備考
令和3年度	一般就労移行者数	基準値	4人	福祉施設から一般就労した数
	就労移行支援	基準値	3人	就労移行支援事業から一般就労した数
	就労継続支援A型	基準値	1人	就労継続支援A型事業から一般就労した数
	就労継続支援B型	基準値	0人	就労継続支援B型事業から一般就労した数
令和8年度	一般就労移行者数	目標値	7人 (1.75倍)	福祉施設から一般就労する数
	就労移行支援	目標値	4人 (1.33倍)	就労移行支援事業から一般就労する数
	就労継続支援A型	目標値	2人 (2倍)	就労継続支援A型事業から一般就労する数
	就労継続支援B型	目標値	1人	就労継続支援B型事業から一般就労する数

(2) 就労移行支援事業所の事業所数

■国指針（数値目標の考え方）

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを基本とします。

第3章 目標値とサービス見込量

■本市における現状と目標設定の考え方

本市では、国指針のとおり、令和8年度末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上と設定します。

項目	数値目標	備考
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	令和8年度末において、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

(3) 就労定着支援事業の利用者数

■国指針（数値目標の考え方）

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市では、国指針のとおり、令和8年度末における目標値を5人と設定します。

項目	数値目標		備考
令和3年度の就労定着支援の利用者数	基準値	3人	令和3年度中に就労定着支援事業を利用した数
令和8年度の就労定着支援の利用者数	目標値	5人 (1.66倍)	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する数

(4) 就労定着支援事業所の就労定着率

■国指針（数値目標の考え方）

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とします。

また、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、就労支援部会等で取組を進めることを基本とします。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市では、国指針のとおり、令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を、全体の2割5分以上と設定します。

また、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、新川地域自立支援協議会就労支援部会で取組を進めます。

項目	数値目標	備考
就労定着率7割以上の事業所の割合	2割5分以上	令和8年度末において、就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

第3章 目標値とサービス見込量

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

■国指針（数値目標の考え方）

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置します。

■本市における現状

児童発達支援センターは、新川圏域で1か所設置済であり、障がい児の重層的な地域支援体制の中核的役割を担っています。

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

■国指針（数値目標の考え方）

令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。

■本市における現状

新川圏域では、児童発達支援センターが保育所等訪問を行っており、今後も児童発達支援センターを中心に、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する支援体制の充実に努めます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

■国指針（数値目標の考え方）

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保します。

■本市における現状と目標設定の考え方

現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は新川圏域内では未設置のため、新川圏域での事業所確保に向けた検討を進めます。

項目	数値目標	備考
令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1か所以上	新川圏域にて確保

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

■国指針（数値目標の考え方）

令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

第3章 目標値とサービス見込量

■本市における現状と目標設定の考え方

新川圏域では、医療的ケア児支援ネットワーク会議を、医療的ケア児等の支援のための協議の場としています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、新川圏域で1人以上の配置を目指します。都道府県が実施する、養成研修等への受講を促し、コーディネーターの配置を推進します。

項目	数値目標	備考
	令和6年度～令和8年度	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	各年度1人以上	新川圏域にて配置

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援体制の強化

■国指針（数値目標の考え方）

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市においては、令和8年度末までに、新川圏域にて、基幹相談支援センターの設置に向けて協議していきます。

また、基幹相談支援センターが中核となり、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保し、地域の相談支援事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンや、サービス等利用計画の評価や指導、助言等を行い、相談支援専門員の育成と地域の相談支援機関相互の連携強化を推進します。

項目	数値目標		備考
	令和6年度～令和8年度		
基幹相談支援センターの設置	計画期間中に1か所確保することとします。		新川圏域で設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年間48件	
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	年間48件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年間48件	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	年間12回	
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	

第3章 目標値とサービス見込量

(2) 協議会の体制の確保

■国指針（数値目標の考え方）

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものにするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市においては、新川地域自立支援協議会相談支援部会が、相談支援体制の中核として、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取組を行うこととします。

項目	数値目標		備考
	令和6年度～令和8年度		
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	年間12回	新川地域自立支援協議会相談支援部会にて実施
	参加事業者・機関数	1回あたり16人	新川地域自立支援協議会相談支援部会にて実施
	専門部会の設置数	5部会	相談支援部会、児童部会、就労部会、精神部会、地域生活部会
	専門部会の実施回数	年間70回	相談支援部会、児童部会、就労部会、精神部会、地域生活部会にて実施

第3章 目標値とサービス見込量

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国指針（数値目標の考え方）

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とします。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市職員は、少なくとも年間2人以上が、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ参加し、相談支援業務にあたる職員のスキルアップを図ることとします。

また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用したサービスの利用状況の把握と検討を行い、新川地域自立支援協議会等を通じて、圏域の事業所や関係自治体等と情報共有を図り、より適切なサービスの提供に繋げていきます。

項目	数値目標	備考
	令和6年度～令和8年度	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	各年度2人以上	本市職員が参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	各年度1回以上	新川地域自立支援協議会にて実施

第3章 目標値とサービス見込量

8 発達障がい者等に対する支援

■国指針（数値目標の考え方）

発達障がい者等が、身近な地域において必要な支援を受けられるよう、下記に掲げる事項を活動指標として設定します。

■本市における現状と目標設定の考え方

本市においては、新川圏域において課題等を共有し、発達障がい者等やその家族への支援に向けて検討を進めていくとともに、富山県発達障害者支援センターや児童発達支援センター等と連携、協力して支援していきます。

項目	数値目標
	令和6年度～令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	各年度1人以上
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	各年度1人以上
ペアレントメンターの人数	各年度1人以上
ピアサポート活動への参加人数	各年度1人以上

★ペアレントトレーニングとは

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること

★ペアレントプログラムとは

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム

★ペアレントメンターとは

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

★ピアサポートとは

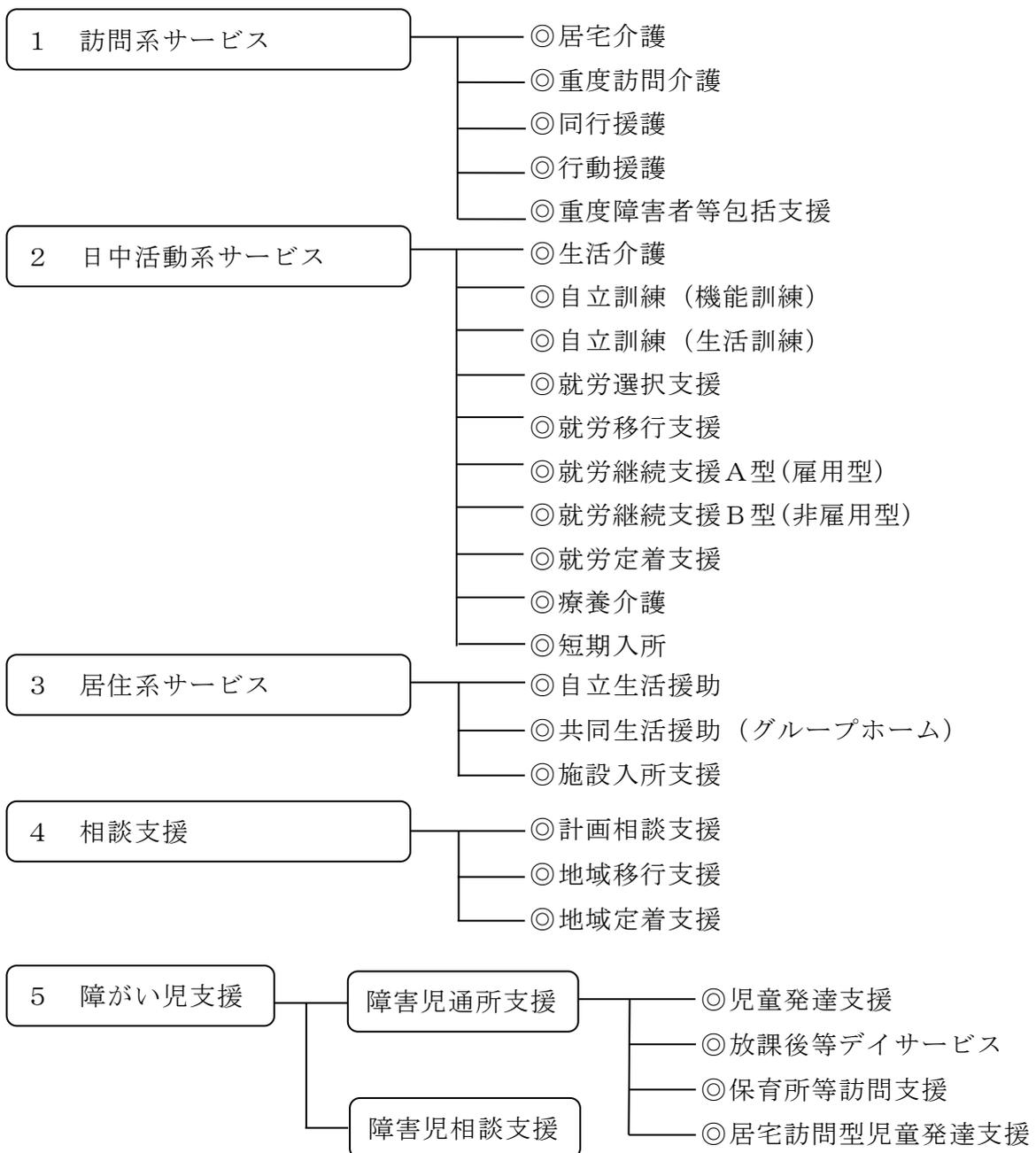
同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取組

2節 障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援の見込量

障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、これまでの利用実績を踏まえながら、令和8年度までの各年度における見込量（各年度3月分）を設定し、その確保に努めます。

なお、見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

障害福祉サービス等一覧



第3章 目標値とサービス見込量

1 訪問系サービス

(1) サービス内容

サービス	実施内容	圏域事業所数 (市内事業所数)
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	10 (3)
重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	9 (3)
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。	2 (0)
行動援護	自己判断能力が制限されている障がい者等が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	2 (0)
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い障がい者等に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	0 (0)

(2) サービスの実績と見込量の設定

居宅介護は、実利用者数、総利用時間数ともに、第6期の見込量を下回って推移しています。そのため、利用実績をもとに、第7期の見込量を設定しています。同行援護は、増加を見込み設定しています。重度訪問介護については、現在の利用量が維持すると見込み、設定しています。行動援護、重度障害者等包括支援については、現在利用実績はなく、新規利用のニーズ、指定障害福祉サービス事業所数等を勘案し、見込量を設定しています。

[各年度の見込量（1か月あたりの見込量）]

サービス			実績値			見込量		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	実利用者数	見込量	26人	27人	28人	24人	25人	26人
		実績値	22人	20人	23人			
	総利用時間数	見込量	370時間	375時間	381時間	312時間	325時間	338時間
		実績値	318時間	296時間	279時間			
重度訪問介護	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績値	1人	1人	1人			
	総利用時間数	見込量	670時間	671時間	671時間	950時間	950時間	950時間
		実績値	685時間	699時間	948時間			
同行援護	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	2人	2人	2人
		実績値	0人	0人	1人			
	総利用時間数	見込量	5時間	5時間	5時間	10時間	10時間	10時間
		実績値	0時間	0時間	4時間			
行動援護	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人			
	総利用時間数	見込量	5時間	5時間	5時間	5時間	5時間	5時間
		実績値	0時間	0時間	0時間			
重度障害者等包括支援	実利用者数	見込量	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人			
	総利用時間数	見込量	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間			

※令和3年度、令和4年度は3月実績値、令和5年度は9月実績値より算出した実績見込値

第3章 目標値とサービス見込量

(3) サービス見込量の確保のための方策

障害福祉サービス事業所に対するアンケート結果（P25参照）では、新川圏域に不足しているサービスの一つとして、居宅介護が挙げられています。訪問系サービスは、住み慣れた自宅等での生活や地域生活への移行を支えており、地域生活支援拠点等の整備とともに重要なサービスです。今後も、介護保険サービス提供事業者の障がい福祉分野への参入を促すとともに、人材育成・確保の推進により、サービス提供体制の拡充に努めます。また、指定障害福祉サービス事業所と連携を図り、多様な訪問系サービスの提供や、研修等への参加促進による、サービスの質の向上を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) サービス内容

サービス	実施内容	圏域事業所数 (市内事業所数)
生活介護	常時介護が必要な障がい者等に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。	18 (5)
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (18か月)】	0 (0)
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (24か月)】【長期入所入院 (36か月)】	1 (0)
就労選択支援	一般就労や、障害福祉サービスの利用を希望する障がい者等と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。	—
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (24か月)】	3 (1)
就労継続支援 A型(雇用型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。	5 (2)
就労継続支援 B型 (非雇用型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します(雇用契約は締結しない)。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。	15 (5)
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者等に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。 【標準利用期間 (36か月)】	0 (0)
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者等に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	0 (0)
短期入所	自宅で介護する人が病気、その他の理由により介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	13 (2)

第3章 目標値とサービス見込量

(2) サービスの実績と見込量の設定

生活介護、短期入所については、実利用者数、総利用日数ともに、第6期の見込量を下回って推移しています。生活介護については、支援学校卒業生数を勘案し、サービス量の増加を見込み、見込量を設定しています。短期入所については、ニーズの高いサービスであり、地域生活支援拠点等の整備に伴い、利用者の増加が見込まれることから、サービス量の増加を見込み設定しています。就労継続支援A型については、利用実績の伸びから、見込量を増加で設定しています。就労継続支援B型については、実利用者数、総利用日数ともに第6期の見込量を下回って推移しています。支援学校卒業生数、現在の利用実績を基に、第7期の見込量を設定しています。就労移行支援、自立訓練については有期限のサービスであり、利用者数に大きな変化も見込めないことから、横ばいの見込量としています。就労定着支援については、就労定着支援事業の目標値（P30参照）に従い、利用者数を設定しています。利用実績のないサービスについては、新規利用ニーズ、指定障害福祉サービス事業所数等を勘案し設定しています。また、新たに創設される就労選択支援については、令和7年10月から就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用することとなるため、利用者を見込み、見込量を設定しています。

利用量については、過去の実績等を基に、自立訓練、就労継続支援A型は、ほぼ毎日の利用を見込み、1人当たりの利用日数を20日/月として算出しています。就労移行支援は、1人当たりの利用日数を18日/月、就労継続支援B型は、17日/月、短期入所は、4日/月として算出しています。

第3章 目標値とサービス見込量

[各年度の見込量（1か月あたりの見込量）]

サービス			実績値			見込量		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	実利用者数	見込量	106人	110人	114人	114人	116人	118人
		実績値	98人	99人	112人			
	総利用日数	見込量	2,063日	2,104日	2,146日	2,052日	2,088日	2,124日
		実績値	2,092日	2,104日	2,102日			
		うち重度障がい者に係る見込量	-	-	14人	15人	16人	17人
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人			
	総利用日数	見込量	20日	20日	20日	20日	20日	20日
		実績値	0日	0日	0日			
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	見込量	3人	3人	3人	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人			
	総利用日数	見込量	20日	20日	20日	20日	20日	20日
		実績値	0日	0日	0日			
		うち精神障がい者に係る見込量	0人	0人	0人	1人	1人	1人
就労選択支援	実利用者数	見込量	-	-	-	-	10人	15人
		実績値	-	-	-			
就労移行支援	実利用者数	見込量	6人	6人	6人	10人	10人	10人
		実績値	1人	9人	9人			
	総利用日数	見込量	120日	120日	120日	180日	180日	180日
		実績値	3日	122日	131日			
就労継続支援（A型）	実利用者数	見込量	20人	23人	26人	27人	28人	29人
		実績値	22人	19人	26人			
	総利用日数	見込量	400日	460日	520日	540日	560日	580日
		実績値	441日	407日	502日			
就労継続支援（B型）	実利用者数	見込量	109人	115人	121人	101人	103人	105人
		実績値	101人	106人	99人			
	総利用日数	見込量	1,853日	1,955日	2,057日	1,717日	1,785日	1,836日
		実績値	1,859日	1,920日	1,686日			
就労定着支援	実利用者数	見込量	3人	4人	5人	5人	5人	5人
		実績値	3人	2人	2人			
療養介護	実利用者数	見込量	12人	12人	12人	12人	12人	12人
		実績値	12人	12人	12人			
短期入所	実利用者数	見込量	20人	21人	22人	22人	23人	24人
		実績値	2人	12人	17人			
	総利用日数	見込量	140日	147日	154日	88日	92日	96日
		実績値	21日	47日	54日			
		うち重度障がい者に係る見込量	-	-	3人	3人	3人	3人

※令和3年度、令和4年度は3月実績値、令和5年度は9月実績値より算出した実績見込値

(3) サービス見込量の確保のための方策

- ・生活介護については、介護保険施設の共生型サービスへの移行を促し、指定障害福祉サービス事業所数の増加を図ります。また、重度障がい者や強度行動障がいのある方の生活の場を確保するための仕組みづくりや、各関係機関の連携の強化を図ります。

第3章 目標値とサービス見込量

- ・就労移行支援については、公共職業安定所や市内企業、新川障害者就業・生活支援センターなどと連携を図り、実習や適性に合った職場探しを通じた、一般就労への移行支援と、就労後の職場定着のための支援に努めます。また、一般就労が困難な人や就労移行支援の終了後、一般就労に結びつかなかった人などを対象に、就労継続支援A型や、就労継続支援B型のサービス提供体制の確保に努めるとともに、利用者により高い収益を還元できるよう、関係機関が連携した生産活動の活性化に努めます。さらに本市では、障害者優先調達推進法に基づき、就労支援事業所等から優先的な物品等の調達を推進します。
- ・今後、新たに創設される就労選択支援については、対象者に対してサービスや制度の周知とともに、事業所の開設に関する情報収集を行っていきます。
- ・療養介護については、圏域内に指定障害福祉サービス事業所が設置されていないことから、広域的な連携を図り、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・短期入所については、利用ニーズが高まっているにも関わらず、新川圏域内の事業所数は限られており、緊急時等に利用できないといった課題があります。さらに、新川圏域には医療型短期入所事業所がなく、医療が必要な障がい者等が利用しにくい状況となっています。新川地域自立支援協議会などを通じて、圏域での整備について検討していきます。また、重度障がい者や強度行動障がいを有する者の生活の場を確保するための仕組みづくりや、各関係機関の連携の強化を図ります。今後は、介護保険施設のサービス提供者の障がい福祉分野の参入を促し、指定障害福祉サービス事業所数の増加を図ります。

3 居住系サービス

(1) サービス内容

サービス	実施内容	圏域事業所数 (市内事業所数)
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がい者等が在宅で自立した生活を営む上での様々な問題について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や、随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報提供や助言などの援助を行います。 【標準利用期間（12か月）】	0（0）
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている障がい者等には、サービスも提供します。	25（2）
施設入所支援	施設に入所している障がい者等に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	2（0）

第3章 目標値とサービス見込量

(2) サービスの実績と見込量の設定

自立生活援助の利用者数は実績がないことから、新規利用ニーズ、指定障害福祉サービス事業所数等を勘案し、見込量を設定しています。共同生活援助(グループホーム)のサービス見込量は、新たなグループホームが管内に整備されたことに加え、在宅、精神科病院等からの新たな利用者が見込まれることから、今後も同様に増加するものとして設定しています。施設入所支援のサービス見込量は、地域移行者数の目標値(P26参照)に従い、利用者数を設定しています。

[各年度の見込量(1か月あたりの見込量)]

サービス			実績値			見込量		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人			
	うち精神障がい者に 係る見込量	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	見込量	47人	48人	50人	58人	59人	60人
		実績値	45人	51人	57人			
	うち精神障がい者に 係る見込量	20人	22人	22人	24人	25人	26人	
	うち重度障がい者に 係る見込量	-	-	1人	2人	2人	2人	
施設入所支援	実利用者数	見込量	61人	60人	59人	64人	63人	62人
		実績値	63人	63人	64人			

※令和3年度、令和4年度は3月実績値、令和5年度は9月実績値より算出した実績見込値

(3) サービス見込量の確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス体制を確保しながら、成果目標値に沿って、施設入所者の地域生活への移行を進めていきます。しかしながら、障がい者等の重度化・高齢化が進んでおり、施設入所を希望する人が増えているのが現状です。自宅やグループホームで暮らすことが困難な障がい者等のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能な精神障がい者等の地域移行を見据えて、指定障害福祉サービス事業所との連携のもとで、共同生活援助(グループホーム)や自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等のサービス提供体制の確保に努めます。また、重度障がい者や強度行動障がい者を有する者の生活の場を確保するための仕組みづくりや、各関係機関の連携の強化を図ります。そして、障がい者等が安心して病院や施設からグループホームに移行できるよう、地域住民に対して、障がい者等に対する普及啓発活動に努めます。

第3章 目標値とサービス見込量

4 相談支援

(1) サービス内容

サービス	実施内容	圏域事業所数 (市内事業所数)
計画相談支援	障がい者等の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類・内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定後はサービス等利用計画の見直しを行います。	14 (1)
地域移行支援	施設に入所している障がい者又は精神科病院等に入院している精神障がい者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。 【標準利用期間 (6か月)】	4 (1)
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者等について、当該障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態において相談、緊急訪問等を行います。【標準利用期間 (12か月)】	4 (1)

(2) サービスの実績と見込量の設定

平成24年度以降の障害者自立支援法等の改正により、相談支援体制の充実が図られました。さらに、地域移行支援・地域定着支援が創設され、重層的な相談支援体制が整備されています。本市では、障害福祉サービス利用者が増加しており、計画相談支援利用者数の増加を見込み、見込量を設定しています。また、施設入所者や精神科病院に入院中の精神障がい者等の地域移行を進めるにあたり、地域移行者数の目標値に従い、地域移行支援・地域定着支援利用者数の見込量を設定しています。

【各年度の見込量（1か月あたりの見込量）】

サービス			実績値			見込量		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	延利用者数	見込量	47人	52人	57人	73人	80人	88人
		実績値	45人	52人	66人			
地域移行支援	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人			
	うち精神障がい者に係る見込量	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
地域定着支援	実利用者数	見込量	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		実績値	0人	0人	1人			
	うち精神障がい者に係る見込量	0人	0人	1人	2人	2人	2人	

※令和3年度、令和4年度は各年度3月実績値、令和5年度は9月実績値より算出した実績見込値

※計画相談支援に関しては、令和3年度、令和4年度は年間の平均実績値、令和5年度は4月～9月の平均実績値より算出した実績見込値

第3章 目標値とサービス見込量

(3) サービス見込量の確保のための方策

- ・計画相談支援については、今後も実利用人数が増加していくことが見込まれるため、相談支援専門員の確保に努めるとともに、新川地域自立支援協議会相談支援部会や各種研修等への参加促進を図り、サービスの質の向上に努めます。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、地域移行の促進に有効なサービスです。また、地域生活支援拠点等の整備とともに利用者が増加することが見込まれます。相談支援事業所や病院等と連携し、支援対象者の把握と、利用促進に向けた支援を推進します。

5 障がい児支援

(1) サービス内容

〈障害児通所支援・障害児相談支援〉

サービス	実施内容	圏域事業所数 (市内事業所数)
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。	3 (2)
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	9 (4)
保育所等訪問支援	保育所等に支援者が訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。	1 (0)
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるための外出が困難な重度の障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	0 (0)
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。	6 (1)

施設	実施内容
児童発達支援センター	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

(2) サービスの実績と見込量の設定

放課後等デイサービスについては、実利用者数及び総利用日数ともに毎年増加しています。そこで、過去の実績等を基に、今後も同様に利用が増加すると見込み、見込量を設定しています。児童発達支援については実利用者数、総利用日数ともに、第6期の見込量を下回って推移していますが、今後、利用ニーズの増加を見込み、第7期の見込量を設定しています。保育所等訪問については、実利用者数、総利用日数ともに第6期の見込量を下回って推移しています。現在の利

第3章 目標値とサービス見込量

用実績や、新規の利用見込み者数を勘案し、第7期の見込量を設定しています。居宅訪問型児童発達支援に関しては、利用実績がないことから、毎年1人が利用するものと見込んで設定しています。障害児相談支援については、平成24年の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により障害児通所支援を利用する全ての障がい児が対象になりました。障害児通所支援の需要の増加に合わせて、障害児相談支援は増加を見込み、見込量を設定しています。

【各年度の見込量（1か月あたりの見込量）】

サービス			実績値			見込量		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	実利用者数	見込量	20人	22人	24人	24人	24人	24人
		実績値	13人	29人	17人			
	総利用日数	見込量	209日	224日	240日	240日	240日	240日
		実績値	211日	159日	71日			
放課後等デイサービス	実利用者数	見込量	38人	41人	45人	67人	70人	73人
		実績値	55人	61人	64人			
	総利用日数	見込量	499日	577日	656日	871日	910日	949日
		実績値	759日	818日	795日			
保育所等訪問支援	実利用者数	見込量	12人	13人	14人	5人	5人	5人
		実績値	0人	3人	2人			
	総利用日数	見込量	18日	20日	21日	7日	7日	7日
		実績値	0日	3日	2日			
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人			
	総利用日数	見込量	2日	2日	2日	2日	2日	2日
		実績値	0日	0日	0日			
障害児相談支援	延利用者数	見込量	11人	16人	21人	27人	30人	34人
		実績値	12人	20人	23人			

※令和3年度、令和4年度は3月実績値、令和5年度は9月実績値より算出した実績見込値

※障害児相談支援に関しては、令和3年度、令和4年度は年間の平均実績値、令和5年度は4月～9月実績値より算出した実績見込値

(3) サービス見込量の確保のための方策

- ・児童発達支援に関しては、児童発達支援センターを中心に事業を進め、サービス提供体制の充実を図ります。
- ・障がい児の保護者に対するアンケート調査（P25参照）では、放課後等デイサービスに関して、新規利用や、利用日数の増加を望む声が多く、サービス提供体制を強化する必要があります。介護保険施設の共生型サービスへの移行を促し、指定障害福祉サービス事業所数の増加を図るとともに、新川地域自立支援協議会などを通じて、事業所の確保等について検討していき

第3章 目標値とサービス見込量

ます。また、放課後児童クラブ（学童保育）における障がい児支援の質的・量的サービス提供体制の強化に向けて、関係機関と連携を図り、利用者の希望に沿えるよう努めます。

- ・ 保育所等訪問支援は、障がい児が身近な地域の中で、地域の児童と関わりを持ちながら保育を受けられるよう、児童発達支援センターを中心に事業を行っています。今後も保育所等と連携して、サービスの提供体制の充実を図り、新規の事業所確保に向けて検討していきます。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援については、現在児童発達支援センターが指定を受け、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援を、早期から行っております。今後も、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、医療的ケアが必要な障がい児や、重症心身障がい児、保護者を含めた総合的な支援を強化します。
- ・ 障害児相談支援に関しては、障害児通所支援の需要に合わせて、障害児相談支援が増加していくと見込まれることから、相談支援専門員の確保に努めるとともに、新川地域自立支援協議会相談支援部会や各種研修等への参加促進を図り、サービスの質の向上に努めます。
- ・ 母子保健、児童福祉を担うこども家庭センターと連携し、サービスにつながるよう支援体制の強化を図ります。

第3章 目標値とサービス見込量

3節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の実情に応じて柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

必須事業

(1) 事業内容

事業		概要
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。
自発的活動支援事業		障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、権利擁護のための援助を行う事業です。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的にを行います。また、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る事業です。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業です。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用が必要な障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援するため、申立ての経費や後見人等の報酬の一部を助成する事業です。成年後見制度を利用する必要があつて、申立人がいない場合は、市長が申立てを行います。※認知症高齢者等については別事業で支援します。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行う事業です。
	手話通訳者設置事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、遠隔による手話通訳者等の設置を行う事業です。
日常生活用具給付等事業		障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図る事業です。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障がい者等との交流活動の促進、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行う事業です。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行う事業です。利用者1人に対し、ヘルパー1人が対応する個別支援型と、車椅子などでの生活を送っている障がい者等を対象に、車両での移動を支援する車両移送型があります。
地域活動支援センター事業		地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。

第3章 目標値とサービス見込量

[各年度の見込量（年間の見込量）]

事業		実績値			見込量			
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	見込量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	3か所			
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
	基幹相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	見込量	1人	1人	1人	2人	2人	2人	
	実績値	1人	1人	1人				
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	16件	18件	20件	20件	20件	20件
		実績値 (延利用件数)	82件	126件	120件			
		実績値 (実利用件数)	11件	12件	12件			
	手話通訳者設置事業	実施見込箇所数	-	-	-	1	1	1
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	見込量	2件	2件	2件	2件	2件	2件
		実績値	2件	0件	2件			
	②自立生活支援用具	見込量	6件	6件	6件	8件	8件	8件
		実績値	10件	3件	8件			
	③在宅療養等支援用具	見込量	6件	8件	8件	4件	4件	4件
		実績値	3件	2件	2件			
	④情報・意思疎通支援用具	見込量	10件	10件	10件	10件	10件	10件
		実績値	4件	5件	10件			
	⑤排泄管理支援用具	見込量	1,075件	1,075件	1,075件	1,075件	1,075件	1,075件
		実績値	934件	983件	1,050件			
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	1件	1件	1件	1件	1件	1件
		実績値	1件	0件	0件			
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数	見込量	10人	10人	10人	10人	10人	10人
		実績値	0人	7人	9人			
移動支援事業	実利用者数	見込量	10人	10人	10人	5人	5人	5人
		実績値	0人	0人	3人			
	総利用時間数	見込量	70時間	70時間	70時間	35時間	35時間	35時間
		実績値	0時間	0時間	30時間			
地域活動支援センター機能強化事業	実利用者数	見込量	30人	30人	30人	30人	30人	30人
		実績値	29人	29人	29人			

※令和3年度、令和4年度は年間の実績値、令和5年度は4月～9月実績値より算出した実績見込値

(2) 事業の実施方針と見込量の確保のための方策

- ・理解促進研修・啓発事業については、多様な障がい特性に対する理解促進を図る研修会等の実

第3章 目標値とサービス見込量

施や、新川圏域の障害福祉事業所の見学ツアーの開催、障がい者等に対する理解促進と「心のバリアフリー」を推進します。

- ・自発的活動支援事業については、当事者団体等が自発的に取り組む交流事業等に対して、その活動を支援します。
- ・相談支援事業については、障がい特性に応じた相談支援を行うため、新川圏域の3事業所に委託し、一般相談やサービス利用に関する相談、ひきこもり相談等に対応します。また、気軽に相談できる体制を強化するため、毎月開催する「障がい児者相談会」のほかに、訪問型の相談支援を引き続き実施します。基幹相談支援センターについては、令和8年度末までに新川圏域での設置を目指し、相談機能の強化を図ります。
- ・成年後見制度利用支援事業については、知的障がい者や精神障がい者等で、成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、申立てを行う親族がいない人に対して、市長申立てによる成年後見制度の利用を支援します。また、相談支援専門員や介護支援専門員、民生委員児童委員など、地域の相談支援従事者等と連携し、判断能力の低下した人の権利擁護を推進します。
- ・意思疎通支援事業の手話通訳者、要約筆記者派遣事業については、聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため、富山県聴覚障害者協会に委託して、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳者設置事業については、令和6年度から、窓口にタブレット端末を設置し、タブレット端末を通して、常時遠隔手話サービスの利用を可能とする予定としております。聴覚障がい者等との意思疎通を円滑に図ることが期待できます。
- ・日常生活用具給付等事業については、「介護・訓練支援用具」、「自立生活支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」、「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」のいずれも給付量は横ばいで推移しており、支援体制の継続を図ります。「在宅療養等支援用具」については、実績値が、第6期の見込量を下回って推移しています。現在の実績値を基に、第7期の見込量を設定しています。また、身体障がい者等の支援ニーズに応じて対象品目の柔軟な検討を行います。
- ・手話奉仕員養成研修事業については、聴覚障がい者等との交流活動の促進や、日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。入門課程と基礎課程の養成講座を開設し、障がい者団体に委託して事業を実施します。
- ・移動支援事業については、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、マンツーマンにより支援を行う「個別支援型」と、車両での移動を支援する「車両移送型」の移動支援を実施します。個別支援型は2事業所、車両移送型は1事業所と委託契約を締結し、必要なサービスを提供し障がい者等の社会参加を促進します。
- ・地域活動支援センター事業については、地域活動支援センターは、県内に12か所設置されており、広域的な利用が可能になっています。新川圏域には、地域活動支援センターが1か所あり、365日開所しているため、憩いの場や仲間づくりの場として活用することができます。

第3章 目標値とサービス見込量

任意事業

(1) 事業内容

事業		概要
日常生活支援事業	生活訓練等事業	在宅の障がい者及びその家族等に対し日常生活上必要な訓練や指導等を実施する事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。
社会参加促進事業	芸術文化活動振興事業	障がい者等の芸術文化活動を振興することにより、障がい者等の社会参加を促進する事業です。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報が入手困難な障がい者等のために、点訳、音声訳等の方法により、声の広報等の作成事業や地域生活を営む上で必要な情報を提供する事業です。
	自動車運転免許取得・改造費助成事業	自動車の運転免許取得費用及び改造費用の一部を助成する事業です。
更生訓練費給付事業		就労移行支援事業または自立訓練事業の利用者を対象に更生訓練費を支給する事業です。

[各年度の見込量（年間の見込量）]

事業				実績値			見込量		
				令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日常生活支援事業	生活訓練等事業	実利用者数	見込量	30人	30人	30人	20人	20人	20人
			実績値	15人	17人	11人			
	日中一時支援事業	実利用者数	見込量	62人	65人	69人	60人	60人	60人
			実績値	55人	50人	49人			
社会参加促進事業	芸術文化活動振興事業	実施の有無	-	-	有	有	有	有	
	点字・声の広報等発行事業	実利用者数	見込量	12人	12人	12人	10人	10人	10人
			実績値	6人	6人	6人			
	自動車運転免許取得改造費助成事業	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	3人	3人	3人
			実績値	1人	4人	2人			
	更生訓練費給付事業	実利用者数	見込量	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績値			0人	1人	0人				

※令和3年度、令和4年度は年間の実績値、令和5年度は4月～9月実績値より算出した実績見込値

第3章 目標値とサービス見込量

(2) 事業の実施方針と見込量の確保のための方策

- ・生活訓練等事業については、在宅の精神障がい者に対して、健康管理や金銭管理、調理など日常生活に必要な訓練及び指導等を行い、生活の質の向上を図ります。事業を行うに当たっては、精神障がい者の支援に精通した事業所に委託して実施します。見込量設定に当たっては、実績値が、第6期の見込量を下回って推移しており、現在の実績値を基に、第7期の見込量を設定しています。今後も、在宅の精神障がい者に対して、より一層の情報の周知に努めます。
- ・日中一時支援事業については、障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、事業を実施しています。利用者数は、第6期の見込量を下回って推移しています。現在の実績値をもとに、第7期の見込量を設定しています。
- ・芸術文化活動振興事業については、市内の障害福祉サービス事業所を利用する障がい者等が創作活動に親しみ、アートを通して自由に自己表現できる機会を設けるとともに、創作活動の成果を発表する場を設け、市民が障がい者アートの魅力に触れる機会を提供することで、障がいの有無にかかわらず、互いに個性を尊重し合いながら共生するまちづくりを推進することを目的としています。令和5年度（2023年度）より実施しており、継続していきます。
- ・点字・声の広報等発行事業については、ボランティア団体に委託して、視覚障がい者等に市広報や必要な情報を音訳して提供します。
- ・自動車運転免許取得・改造助成事業については、自動車の運転免許取得費や必要な自動車の改造費の一部を助成し、障がい者等の社会参加を促進します。
- ・更生訓練費給付事業については、就労移行支援や自立訓練の利用者に対して、更生訓練費を給付し、社会復帰の促進を図ります。

第4章 計画の推進

1節 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ目標値や見込量の進捗状況を把握し、新川地域自立支援協議会に報告し、点検・評価を行います。課題等がある場合には、PDCAサイクルによる施策の改善を図り、必要に応じて計画の変更、事業の見直し等を行います。

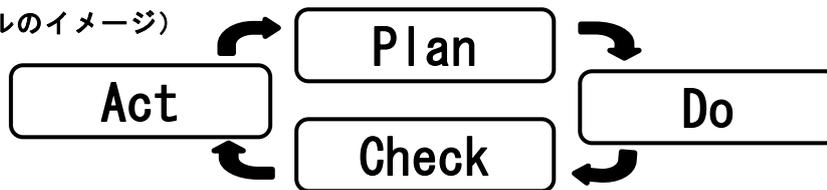
※PDCAサイクルとは

○「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

○業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

■本計画におけるPDCAの実施状況

(PDCAサイクルのイメージ)



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

◆計画策定の主な経過

年月	委員会等	報告・議事内容等
令和5年7月31日 ～8月25日	障がい児の保護者、障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査の実施	障がい児の保護者に対するアンケート調査、障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査の実施
令和5年11月 ～令和6年3月	富山県との調整	第7期黒部市障がい福祉計画・第3期黒部市障がい児福祉計画の数値目標・サービス見込量の調整
令和6年1月19日	新川地域自立支援協議会幹事会 新川地域自立支援協議会委員会	第7期黒部市障がい福祉計画・第3期黒部市障がい児福祉計画(素案)について意見聴取
令和6年2月1日 ～3月1日	富山県の意見聴取	第7期黒部市障がい福祉計画・第3期黒部市障がい児福祉計画(素案)について意見聴取
令和6年2月1日 ～3月1日	パブリックコメントの実施	第7期黒部市障がい福祉計画・第3期黒部市障がい児福祉計画(素案)について市民意見の募集
令和6年3月	パブリックコメント結果公表 第7期黒部市障がい福祉計画・ 第3期黒部市障がい児福祉計画 の策定・公表	

◆新川地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 新川地域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）における障害者相談支援事業の効果的实施と障害福祉に関するシステムづくりについて協議するため、新川地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会は次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業の運営に関すること。（中立・公平性を確保するため）
- (2) 障害福祉に関する各般の困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域における関係機関によるネットワークの構築、社会資源の開発等に関すること。
- (4) 市町相談支援機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (5) 市町障害福祉計画の推進に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。委員は、新川地域の障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、教育・雇用、当事者・障害者団体、学識経験者、企業、ボランティア等の関係者とする。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営のため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、関係市町担当者、指定相談事業者、厚生センターより選任する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(専門部会及び協力団体)

第8条 協議会は専門的分野（虐待、発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、各障害福祉サービス事業者を中心とした専門部会を設置するものとし、その専門部会における協議等の結果を協議会に報告しなければならない。

また、協力団体の出席を求め、必要に応じて意見を聞くものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、新川地域市町において行なう。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。

◆新川地域自立支援協議会委員名簿

令和6年3月現在

役職	氏名	所属団体	職名	区分
委員	石田 三三三	魚津市障害者連合会	会長	障害者団体
委員	小島 志保子	ほほえみ家族会	会長	
委員	山本 悦子	手をつなぐ育成会下新川エリア会	理事	
会長	石崎 敏秀	新川むつみ園	園長	福祉事業者
副会長	上波 薫	サポート新川	センター長	
委員	柿本 尚子	魚津市立つくし学園 魚津市障害者相談センター	園長 所長	
委員	戸田 千春	魚津市社会福祉協議会	事務局長	
委員	山岸 さとみ	魚津公共職業安定所	所長	教育・雇用関係者
委員	岩城 圭一	富山県立こいかわ総合支援学校	校長	
委員	西村 静香	新川障害者就業・生活支援センター	主任就業支援ワーカー	
委員	石倉 由紀	YKKビジネスサポート株式会社	人事業務部長	企業関係者
委員	草原 庄一	新川地域精神保健福祉推進協議会	会長	学識経験者等
委員	大江 浩	富山県新川厚生センター	所長	保健・医療関係者
委員	大崎 雅子	社会福祉法人海望福祉会	理事・総合施設長	
委員	河村 瑞穂	富山県新川厚生センター魚津支所	支所長	
委員	森山 明	魚津市健康センター	所長	
委員	福澤 祐子	黒部市健康増進課	市民福祉部次長・課長	
委員	小路 知子	入善町保健センター	課長	
委員	島田 亜由美	朝日町保健センター	係長	
委員	鳴河 宗聡	魚津緑ヶ丘病院	院長	
委員	新田 正昭	下新川郡医師会	会長	
委員	山本 春美	魚津市民生部社会福祉課	民生部次長・課長	行政
委員	越 雄一	黒部市市民福祉部福祉課	課長	
委員	腰本 高輝	入善町保険福祉課	課長	
委員	小川 洋道	朝日町健康課	課長	

(敬称略・順不同)

◆用語解説

あ行

医療的ケア

痰の吸引や経管栄養の注入など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を行います。

か行

強度行動障がい

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態をいいます。

黒部市高齢者福祉計画

老人福祉法に基づき、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定などを図ることを目的に策定するもので、すべての高齢者を対象として、必要な福祉サービス事業の量や、福祉関連事業の推進方法を在宅、施設施策それぞれに策定し、高齢者福祉施策の推進に努めるものとして定めるものです。

黒部市子ども・子育て支援事業計画

急速な少子化と、家庭を取り巻く環境に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備のため、「子ども・子育て支援法」に基づき、今後取り組むべき子育て支援策や目標を定めるものです。

黒部市総合振興計画

黒部市が策定している計画で、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

黒部市地域福祉計画

支援を必要とする地域住民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような仕組みをつくり、ひとり一人のよりよい福祉の実現を目指すものです。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる場合があります。

さ行

重度障がい者

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、医療的ケアを必要とする者のことをいいます。

重症心身障がい

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複していることをいいます。

障害者基本計画

障がいのある人の自立と社会参加を支援する法律や制度を行うために、障がいのある人のための法律や制度の基本的な計画です。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育などの関係機関との連絡を拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に実施する機関です。

就労支援事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する事業所をいいます。

自立支援医療(精神通院)

通院による精神医療が継続的に必要な人に対して、その通院医療にかかる医療費負担を軽減するための公費負担医療制度です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障がい（視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓）がある人に対して交付される手帳です。障がいの程度に応じて1級から6級まで区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付され、精神障がい者等の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。精神障がいの程度に応じて1級から3級までに区分されます。

た行

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校の幼稚園部、小学部、中学部、高等部で実施しています。視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、

資 料

肢体不自由、病弱に対応した教育を行います。

富山県発達障害者支援センター

発達障がい者等に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置されています。

な行

難病

発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。

は行

発達障がい

発達障害者支援法において、「発達障がい」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるため、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

ま行

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める役割を担う人です。身分は特別職の地方公務員とされ、児童委員を兼ねることになっています。

ら行

療育手帳

療育手帳制度要綱に基づき交付され、知的障がい者等に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳です。富山県においては、知的障がいの程度によってA（重度）とB（中・軽度）に区分されます。

**第7期黒部市障がい福祉計画
第3期黒部市障がい児福祉計画**

令和6年3月発行

発行 黒部市
編集 黒部市市民福祉部福祉課
〒938-8555
富山県黒部市三日市1301番地
TEL 0765-54-2111 FAX 0765-54-4115
<http://www.city.kurobe.toyama.jp>



黑部市